

軽微な工事の執行要領

(最終改正 令和7年4月1日)

(趣旨)

第1条 この要領は、北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定により、同規則によらないことが適当と市長が認める軽微な工事（以下「軽微な工事」という。）の執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(軽微な工事等)

第2条 この要領で「軽微な工事」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 予定価格が1件400万円以下の工事

(2) 工事に係る測量、設計、調査等の業務で、予定価格が1件200万円以下のもの

2 この要領で「本工事」とは、北九州市工事執行規則に基づき執行するものをいう。

3 この要領で「土木関係工事」とは、北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第2条に掲げる工事のうち、土木、港湾、とび・土工・コンクリート、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、造園、さく井、水道施設の各工事とする。

4 この要領で「建築関係工事」とは、土木関係工事以外の工事とする。

(設計金額の積算等)

第3条 軽微な工事を執行するときは、設計金額の積算基礎になる工事内容内訳書を作成するものとする。

2 予定価格が50万円を超える土木関係工事を執行する場合において、発注工事に対応した職種の技術職員がいない等の理由により工事内容内訳書の作成が困難であるときは、整備事務所等に工事内容内訳書の作成又は軽微な工事の執行を依頼するものとする。

3 予定価格が50万円を超える建築関係工事を執行する場合において、発注工事に対応した職種の技術職員がいない等の理由により工事内容内訳書の作成が困難であるときは、選定した業者に見積明細書（提案）の作成と工事箇所が確認できる簡易な図面作成及び写真撮影を依頼し、見積明細書（提案）の内容の確認を都市整備局建築部に依頼するものとする。

4 予定価格が50万円以下の工事を執行する場合において、発注工事に対応した職種の技術職員がいない等の理由により工事内容内訳書の作成が困難であるときは、工事内容内訳書の作成を省略することができる。

5 特殊な構造物を施工する工事及び国庫補助事業の対象となる工事（測量、設計、調査等を含む。）を軽微な工事の執行手続きにより執行するときは、前4項の規定にかかわらず、本工事を執行する場合に契約書又は契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に添付する設計書（内訳書等を含む。）及び図面（以下「設計図書」という。）を必ず作成するものとする。

(工事内容等の把握)

第4条 軽微な工事を執行するときは、現地を踏査し、工事の内容、規模、施工方法等工

事施工上必要な事項を十分把握しなければならない。

(予定価格の設定)

- 第5条 軽微な工事を執行するときは、あらかじめ、予定価格を定めなければならない。
- 2 軽微な工事を執行する課において、第3条第4項の規定により工事内容内訳書の作成を省略したため、設計金額を積算することができないときは、次に掲げる事項を考慮し、適正な予定価格を設定するものとする。
- (1) 予算積算時の概算資料
 - (2) 業者による参考見積り
 - (3) 過去の同種工事の契約価格
 - (4) 技術担当課との協議結果

(業者選定)

- 第6条 業者の選定は、北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則第16条において準用する同規則第14条又は北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第14条において準用する同規則第12条の規定により行うものとする。
- 2 格付のある工種については、軽微な工事に対応する等級の業者を選定しなければならない。ただし、軽微な工事に対応する等級の業者を選定することができない特別の理由があるときは、この限りでない。
- 3 特殊な工事の施工又は業務の実施に関し、有資格業者名簿に記載されていない業者を選定しようとするときは、当該業者の選定の可否について、技術監理局契約制度課長に協議するものとする。
- 4 業者は、予定価格が50万円以下の工事については2名以上、50万円超の工事については3名以上選定するものとする。ただし、2名以上選定することができない特別の理由があるとき並びに第2条第1項第1号の規定に定める工事にあつては、予定価格が1件30万円以下のとき及び第2条第1項第2号の規定に定める業務にあつては、予定価格が1件10万円以下のときは、この限りではない。

(見積資料等の提供)

- 第7条 業者に見積りを依頼するときは、工事の内容や範囲を特定するため、できるだけ現地説明を行うものとする。
- 2 緊急を要する場合等都合により現地説明ができないときは、工事の内容、使用資材等の数量等が十分に把握できる資料を業者に提示し、適正な見積りができるよう配慮するものとする。

(見積明細書の徴収)

- 第8条 第3条第4項により工事内容内訳書の作成及び設計金額の積算を省略したときは、業者から図面及び数量、規格、材質、形状寸法を明確に記載した見積明細書を徴するものとする。

(請負者の決定)

第9条 予定価格の範囲内で最も低価格の見積りをした業者を請負者とする。

2 前項の規定にかかわらず、見積金額が極端に低価格、又は見積内容が不適切であるため、契約条件に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、最も低価格の見積りをした業者以外の者を請負者とすることができる。

3 各業者の見積内容を検討した結果、請負者として決定できる業者がない場合は、改めて業者選定を行うものとする。

(契約不適合責任期間)

第10条 契約不適合責任期間は、原則として1年とする。ただし、契約不適合が請負者の故意又は重大な過失による場合は、民法の定めるところによる。

(契約変更)

第11条 契約金額を増額変更する必要がある場合において、変更後の契約金額は、特別の理由のあるときを除き、当初の契約金額に100分の130を乗じて得た額を超えることはできないものとする。また、いかなる場合においても変更後の予定価格は、400万円（工事に係る測量、設計、調査等の業務にあつては、200万円）を超えることはできない。

2 削除

(工事写真等の添付)

第12条 請負者が工事の完了を報告するときは、着工前と竣工後の現場の状況のわかる写真を提出させるものとする。ただし、契約金額が1万円未満の工事については、当該写真を提出させないことができる。

2 前項の写真は、写真撮影する目的を阻害しない場所に、工事名、場所、工種及び構造物の形状、寸法等を記入した小黒板を置いて撮影させるものとする。

3 地中に埋設する工事、部品の取替工事等で、着工前と竣工後の区別がつかない工事については、当該工事の施工中の写真も提出させるものとする。

4 舗装工事については、前3項の工事写真のほか、出来形図を作成のうえ提出させるものとする。

(その他)

第13条 工事の規模からみて、本工事の執行手続により執行すべき工事を、この要領による執行をするために分割して起工してはならない。

2 本工事の執行手続により施工している工事の一部であつて、通常、契約変更手続により執行すべきものを、この要領に基づいて執行してはならない。

3 工事の規模からみて、本工事の執行手続により執行すべき工事は、次により判断するものとする。

(1) 同一時期、同一場所で発注する工事は、通常、同一工事として1件の工事とみなす。

(2) 前号の規定にかかわらず、工種が異なるため施工中の業者と異なる業者に発注する場合、又は工期を短縮する必要がある等のため、それ自体単独の工事として施工可能な適当な工区に区分し、それぞれ異なる業者に発注する場合は、それぞれの工事を1件の工事とすることができる。

- 4 工事の内容等からみて、設計変更によりこの要領に規定する予定価格の上限額を超えると判断される工事は、本工事の執行手続きにより起工するものとする。
- 5 この要領に定めるもののほか、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）等関係規程の定めによるものとする。
- 6 軽微な工事の起工、契約、検査等一連の執行手順、様式その他必要な事項については、技術監理局長が別に定める。

付 則

この要領は、平成13年4月1日から施行し、同日以降に起工する工事について適用する。

付 則

この要領は、平成16年4月1日から施行し、同日以降に起工する工事について適用する。

付 則

この要領は、平成17年1月1日から施行し、同日以降に起工する工事について適用する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に起工する工事について適用する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に起工する工事について適用する。

付 則

この要領は、令和2年11月1日から施行し、令和2年4月1日以降に起工した工事に遡って適用する。

付 則

この要領は、令和3年10月1日から施行し、同日以降に締結する契約に係る工事について適用する。

付 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に起工する工事について適用する。